

# 電子保証の導入について

(受注者の皆様へ)

行政部 契約課

# 1 電子保証の概要

# 電子保証の概要①

## 導入目的

- ▶ 「電子保証」とは、契約保証、前払金保証及び中間前払金保証における「保証証書の電子化」を指します。
- ▶ 「電子契約」に加え、「電子保証」を新たに導入することにより、市民サービスの向上や業務効率化を図ります。

## 電子化の範囲

保証の種類	取扱事業者
【契約保証】(履行保証) 債務不履行リスクへ対応	金融機関、保証事業会社、保険会社 ※金融機関は電子保証の対象外
【前払金保証】 資金前払リスクへ対応	保証事業会社
【中間前払金保証】 資金前払リスクへ対応	保証事業会社

# 電子保証の概要②

## 電子保証の対象

- ▶ **受注者が保証事業会社又は保険会社と「建設工事」又は「測量、建設コンサルタント等業務」**において保証契約(契約保証、前払金保証及び中間前払金保証)を締結する案件が対象です。
- ▶ **行政部契約課、上下水道事業部上下水道事業政策課**が発注する案件に限ります。
- ▶ 受注者は、従来の紙による保証を選択することも可能です。
- ▶ **令和8年4月1日**より、保険会社の**契約保証の確認**を**保証証券等確認システム**で行うこととします。**(新規)**

	保証事業会社(※1)	保険会社(※2)
契約保証	契約保証証書	履行保証保険証券 公共工事履行保証証券
前払金保証	前払金保証証書	—
中間前払金保証	中間前払金保証証書	—

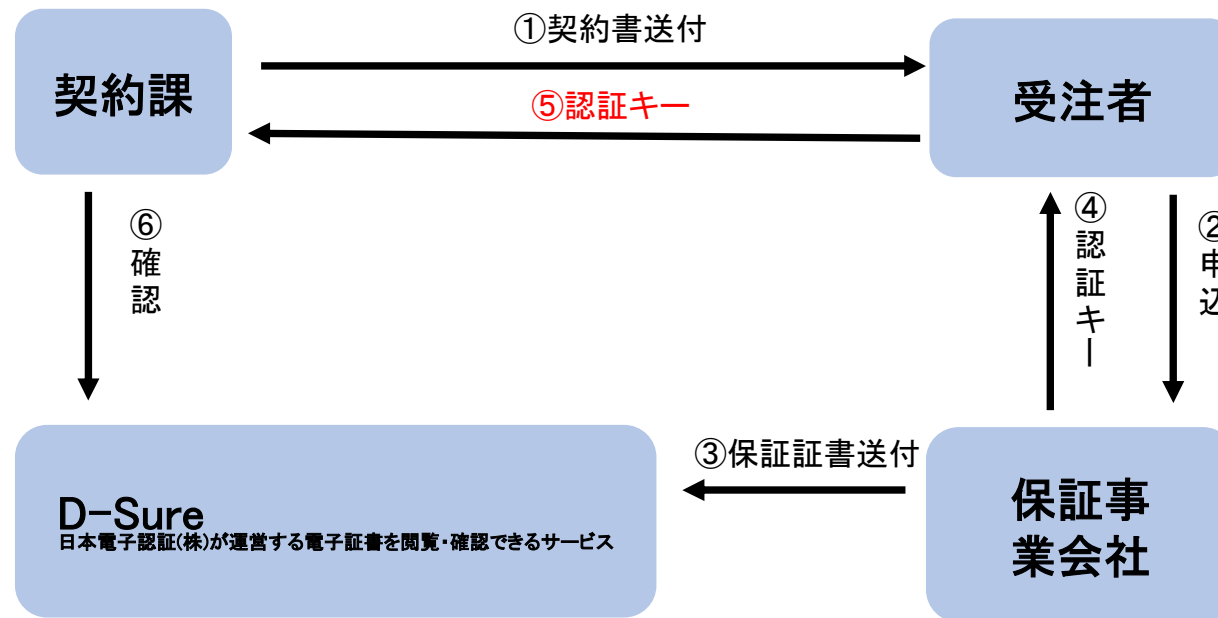
※1 保証事業会社＝東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

※2 一般社団法人日本損害保険協会に加盟する保険会社＝あいおいニッセイ同和損害保険(株)、AIG損害保険株式会社、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)

※3 金融機関による保証は電子化の対象外。

## 2 事務フロー

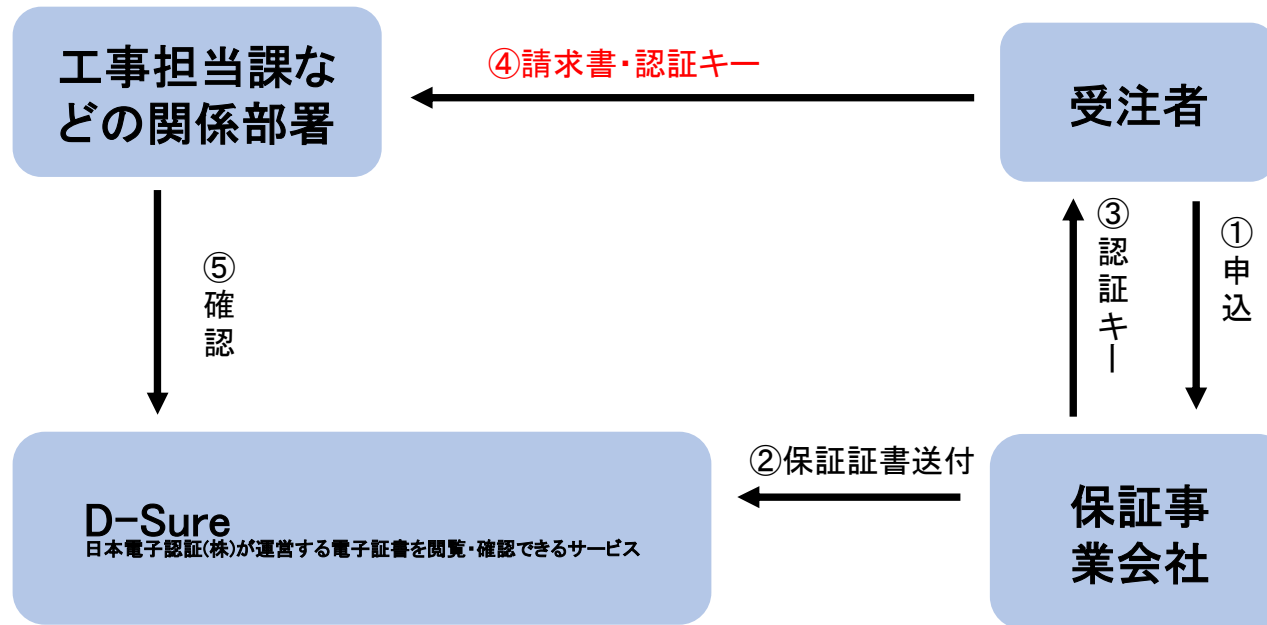
# 事務フロー【保証事業会社(契約保証)の場合】



※上記の図において、「認証キー」は、保証事業会社が交付する『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』を指す。

- ① 契約課は、受注者に契約書を送付します。
- ② 受注者は、保証事業会社に保証の申し込み、保証契約の締結を行ってください。  
→電子証書等の発行手続きにつきましては、保証事業会社にご確認ください。
- ③ 保証事業会社は、D-Sureへ保証証書(電子)を送付します。
- ④ 保証事業会社は、受注者へ認証キーを交付します。
- ⑤ 受注者は、契約課へ認証キーをLogoフォームにて送付してください。  
→LogoフォームのURL:<https://logoform.jp/form/BcLm/1171605>
- ⑥ 契約課は、D-Sureにログインし、認証キーを用いて契約保証の内容を確認し、契約締結します。また、認証キーについては、契約課から工事担当課などの関係部署へ送付します。

# 事務フロー【保証事業会社(前払金保証)の場合】

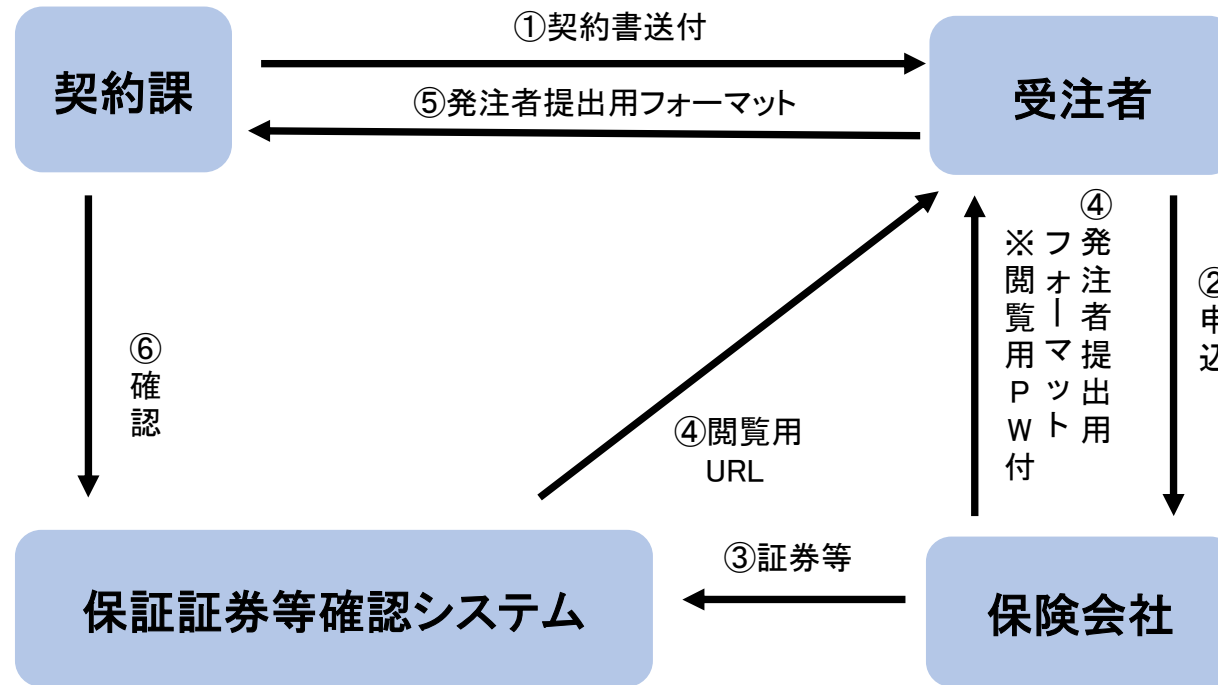


※上記の図において、「認証キー」は、保証事業会社が交付する『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』を指す。

- ① 受注者は、保証事業会社に保証の申し込み、保証契約の締結を行ってください。
- ② 保証事業会社は、D-Sureへ保証証書(電子)を送付します。
- ③ 保証事業会社は、受注者へ認証キーを交付します。
- ④ 受注者は、工事担当課などの関係部署(紙の保証の場合の提出先と同じ)へ、送付先のメールアドレスを確認の上、請求書及び認証キーを電子メールにて送付してください。
- ⑤ 工事担当課などの関係部署は、D-Sureにログインして、前払金保証の内容を確認します。その後、支払処理を行います。

※ 中間前払金保証の場合も同様です。

# 事務フロー【保険会社の場合】



- ① 契約課は、受注者に契約書を送付します。
- ② 受注者は、保険会社に保証の申し込み、保証契約の締結を行ってください。
- ③ 保険会社は、保証証券等確認システム※に証券等をアップロードします。
- ④ 保険会社は、受注者へ、「閲覧用パスワード」が記載された「発注者提出用フォーマット」を交付します。また、保証証券等確認システムより「閲覧用URL」が受注者へ通知されます。
- ⑤ 受注者は、「発注者提出用フォーマット」に「閲覧用URL」、「工事名」及び「受注者名」を追記し、Logoフォームにて契約課へ送付してください。  
→LogoフォームのURL:<https://logoform.jp/form/BcLm/1171605>
- ⑥ 契約課は、保証証券等確認システムにアクセスし、発注者提出用フォーマットに記載の閲覧用パスワード・閲覧用URLを用いて契約保証の内容を確認し、契約締結する。また、「発注者提出用フォーマット」については、契約課から工事担当課などの関係部署へ送付します。

保証証券等確認システムの詳細については、(一社)日本損害保険協会のHPにてご確認ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/index.html>